

平成23年12月27日
国土交通省

津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針の決定について

本日、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）が施行され、同法第3条第1項に基づき、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針を国土交通大臣が定めましたので、お知らせします。

（1）経緯

12月7日	津波防災地域づくりに関する法律成立
12月26日	同法公布
12月27日	同法施行
同日	基本指針の決定

（2）基本指針の概要

別添概要を参照。

問い合わせ先

国土交通省 総合政策局政策課

課長補佐 増田 5253-8982（直通）

5253-8111（内線24-252）

水管理・国土保全局水政課

企画官 松原 5253-8439（直通）

5253-8111（内線35-202）

水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室

海洋開発官 岡村 5253-8471（直通）

5253-8111（内線36-302）